

西欧中世文書の史料論的研究：平成20年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

山田，雅彦
京都女子大学文学部：教授

徳橋，曜
富山大学人間発達学部：教授

高橋，一樹
国立民族博物館：助教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932626>

出版情報：2009-03
バージョン：
権利関係：

2. 研究会「9-11 世紀の私文書」

日時：2008年9月20日（土）13時30から

場所：九州大学文学部西洋史学研究室

共通テーマ「9-11 世紀の私文書」

報告：

法花津晃「10-11世紀クリュニー修道院と在地領主

—サン・ジャングー・ル・ナショナル関連諸権利にみる紛争とその解決—」

足立 孝「9-11世紀ウルジェイ司教座文書群の生成論的検討」

城戸照子「9-11 世紀イタリア北部の notarius に関する最近の研究動向」

近年欧米であらたに関心を集めている9-11 世紀の私文書について、研究報告会を開催した。

国際文書学評議会によって、「個人であれ、法人であれ、私的な法人格によって発行されるか、あるいは公的な法人格が私的な資格で発給する文書」、さらに、「私的な性格の法行為が、なんらかの公的な権威のもとで文書のかたちで認証されるもの（公証人文書、訴訟外裁判権による発給文書等）」と定義される私文書は（CARCEL ORTI, M. M., éd., *Vocabulaire international de la diplomatie*, Valencia, 1997, no 8b）、研究史上の議論の混乱がとけない一方で、個々の歴史的現象については、そのイメージはきわめて具体的であるといえよう。しかしながら、公証人文書や訴訟外裁判権による発給文書等のような制度化された文書類型に比べると、非権威者（あるいは、同士）が、いわば法行為の世界の底辺で繰り広げている当事者の世界は、あまりに茫洋としていることは否めない。

しかしながら、一般にあまりよくない伝来状況もあり、文書作成自体について否定的に見られがちであった9-11 世紀の時期に関して、近年、大きな再評価と問題関心の刷新が進行中である。俗人個人の文書作成への積極的な評価はそのもっとも端的な現れであるが、他方で、この時期の文書の価値問題は、ポスト＝ローマ期や12 世紀以後の時期とはまったく異なる観点で検討せねばならないことも明らかである。さらに、近年、この時期の私文書を利用した諸研究が活況を呈しており、そこでは、財産移動の意味（贈与行為、市場での取引、相続と親族関係、女性の財産問題など）を初めとして、多様な問題が再検討されるなかで、私文書の史的あり方自体が議論されている。

研究会では、3 本の研究報告が用意された。法花津報告は、莫大な文書の伝来を誇るクリュニー修道院の私文書を対象として、俗人領主の修道院への財産・諸権利の寄進の意味

を再検討したものである。直接の目標は、ローズンワインの「贈与行為」論の検証となる。足立報告は、例外的ともいえるオリジナルでの私文書の莫大な伝来で知られるカタロニアについて、この文書伝来の意味自体を本格的に検討した画期的な研究である。やや過度の一般化が主張されがちな「俗人間における文書行為の普及」の再検討が、伝来するオリジナル文書の性格の追求という地道な作業をとおして行われる。最後の城戸報告は、もっとも困難な課題、すなわち、この時期の私文書の作成者という問題に挑戦する。ここでは、今後の個別研究の前提として、当該時期のイタリアにおける諸問題が総覧される。

以下は、各報告者が、当日の報告をもとに、あらたに書き下ろしたものである。これらに加えて、地域的にも独自の展開をみせるイングランド、およびイギリス学界の状況の解説を含むコメントが、あらたに準備された。